

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政策法務課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (山城北土木事務所、中丹東土木事務所)	819
○道路の供用開始 (山城北土木事務所)	820
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更の公告 (中丹広域振興局)	〃
○京都府土地利用基本計画の農業地域及び森林地域の変更 (用地課)	821
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城北土木事務所)	〃

公 営 企 業	ページ
○京都府公営企業会計規程の一部を改正する規程	821
公 安 委 員 会	
○落札者の決定	827
監 査 委 員	
○監査結果の公表	〃
収 用 委 員 会	
○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示	830

## 告 示

### 京都府告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年11月15日から令和6年11月29日まで縦覧に供する。

令和6年11月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路線名 志高西舞鶴線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
舞鶴市字城屋小字高岸585の1から		m	m	旧道の区域の廃止
舞鶴市字城屋小字キノ7754の1を経て	最小	3.8	1,186.0	廃道 延長 1,157.2m
舞鶴市字野村寺小字札場662の1まで	最大	9.1		

前	後	敷地の幅員	延長
舞鶴市字城屋小字高岸585の1から		最小 3.8m 最大 9.1m	
舞鶴市字野村寺小字マカベ1015の1を経て	最小 8.4 最大 21.4	1,100.2	
舞鶴市字野村寺小字札場662の1まで			
舞鶴市字城屋小字高岸585の1から		最小 8.4 最大 21.4	
舞鶴市字野村寺小字マカベ1015の1を経て	最小 8.4 最大 21.4	1,100.2	
舞鶴市字野村寺小字札場662の1まで			

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 道路の種類 府道
- 路線名 八幡京田辺インター線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八幡市美濃山宮道55の5から	前	最小 20.0 最大 20.0	68.6
八幡市美濃山宮道49の3まで	後	最小 20.0 最大 23.8	

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年11月15日から令和6年11月29日まで縦覧に供する。

令和6年11月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 上狛城陽線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綴喜郡井手町大字井手小字浜田31の1から 綴喜郡井手町大字井手小字浜田31の3まで	令和6年11月15日
綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪4から 綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪6の7まで	
綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪37の3から 綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪42まで	

4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年11月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
SMFLみらいパートナーズ株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
代表取締役 上田 明
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イズミヤ八幡店  
八幡市八幡一ノ坪23番地1ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	SMFLみらいパートナーズ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 代表取締役 寺田 達朗	SMFLみらいパートナーズ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 代表取締役 上田 明	令 6. 6. 1	設置者の代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 大阪市西成区花園南一丁目4番4号 代表取締役 今井 康博 ほか12業者	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 大阪市西成区花園南一丁目4番4号 代表取締役 今井 康博 ほか12業者	5. 4. 3	小売業を行う者の住所の変更のため

2 届出年月日

令和6年10月28日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和6年11月15日から令和7年3月17日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手

方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を舞鶴市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和 6 年 11 月 15 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

舞鶴市字岸谷283番地

谷内 作太郎

舞鶴市字岸谷142番地

谷内 奥左衛門

住所の記載なし

谷内 長五郎

吹田市垂水町二丁目20番27号

岸本 馨

舞鶴市字岸谷397番地の1

大江 武夫

姫路市大黒町2番地

中島 進

舞鶴市字高野由里77番地の1

岸本 芳治

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。

(2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和6年農林水産省告示第1617号による。

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた京都府土地利用基本計画の次の農業地域及び森林地域の区域を変更したので、その関係図書を京都府建設交通部用地課において縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 15 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 変更する農業地域

久御山農業地域、八幡農業地域、京田辺農業地域、精華農業地域、亀岡農業地域及び南丹農業地域

2 変更する森林地域

京都・長岡京森林地域、城陽森林地域、宇治田原森林地域、南山城森林地域、京田辺森林地域、南丹森林地域、亀岡森林地域、与謝野森林地域及び京丹後森林地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 6 年 11 月 15 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

乙訓郡大山崎町字下植野小字宮本15の1の一部（関連区域）

町有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市伏見区羽束師志水町133の3

株式会社トラストホーム

2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

城陽市寺田垣内後32の6

（関連区域）

城陽市寺田垣内後30の1の一部、32の5、35の1の一部、36の1の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

城陽市寺田北東西126

株式会社アイリス

3 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

京田辺市河原神谷69の14

（関連区域）

京田辺市河原神谷115の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市右京区山ノ内荒木町7の58

株式会社エルハウジング

公 営 企 業

京都府公営企業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 11 月 15 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 京都府公営企業管理規程第2号

## 京都府公営企業会計規程の一部を改正する規程

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第28条に次の1項を加える。

- 5 収入命令者は、前各項の規定により納入の通知をする場合において、第29条の2第1項の規定により口座振替の方法による納付の申込みを受けたときは、指定された金融機関に納入通知書又は納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送付するものとする。

第29条の次に次の1条を加える。

（口座振替による納付）

第29条の2 納入義務者は、出納取扱金融機関等に預金口座を設けているときは、口座振替納付依頼書（別記第3号の2様式）及び口座振替納付申込書（別記第3号の3様式）を当該金融機関に提出し、口座振替の方法により納付することができる。

- 2 前項の規定により口座振替の方法による納付を依頼した納入義務者が、当該方法による納付を取りやめようとするときは、口座振替納付取消依頼書（別記第3号の4様式）及び口座振替納付取消申込書（別記第3号の5様式）を当該金融機関に提出しなければならない。

第30条の2第1項中「口座振替若しくは」を削る。

第39条の4第4項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 官公署に対して支払う経費（国税及び地方税（当該地方税に係る延滞金等を含む。）の納付に係るものに限る。）

別記京都府公営企業会計規程様式目次中

「第3号様式	納付書	第29条」を
「第3号様式	納付書	第29条
第3号の2様式	口座振替納付依頼書	第29条の2
第3号の3様式	口座振替納付申込書	第29条の2 に改める。
第3号の4様式	口座振替納付取消依頼書	第29条の2
第3号の5様式	口座振替納付取消申込書	第29条の2」

別記第3号様式の次に次の4様式を加える。

第3号の2様式 口座振替納付依頼書

口 座 振 替 納 付 依 頼 書

年 月 日

(金 融 機 関 名)

様

依 頼 人	(住 所)
	ふりがな (氏 名)

(連絡先 TEL )

を口座振替によつて納付したいので、下記により依頼します。

記

- 1 から私が納めるべき の納入通知書（納付書）が送付されたときは、所定の納期限内に5の指定預金口座から納入通知書（納付書）に記載の金額を払い出し、京都府公営企業 事業会計の預金口座に振り込んでください。
- 2 1の手続については、当座勘定又は普通預金等の約定にかかわらず、小切手の振り出し又は普通預金払戻請求書等の提出をいたしませんから、貴行において適宜の方法で取り扱ってください。
- 3 万一、5の指定預金口座の残高が、所定の納期日において納入通知書（納付書）に記載の金額に満たないときは、当該納入通知書（納付書）を返却されても異議ありません。

なお、本取扱いに関し事故が生じたときは、私において一切その責めに任じ、貴行にはいささかも御迷惑をおかけいたしません。

- 4 振替指定日 納入通知書等の納期限の日
- 5 指定預金口座

預金種別	口座番号	(ふりがな) 預金者氏名	金融機関届出印
当 座 預 金	No.		
普 通 預 金			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4（縦長）とする。

第3号の3様式 口座振替納付申込書

口 座 振 替 納 付 申 込 書

年 月 日

(取 扱 庁 所 名)

様

依 頼 人	(住 所)
	ふりがな (氏 名)

今後、下記納付金については、口座振替の方法によつて納付しますから、納入通知書（納付書）は下記銀行宛て送付してください。

記

1 納付金の種類及び金額

種 類	金 額
	円

2 出納取扱金融機関名

銀行	本 店
	支店

3 指定預金口座及び振替指定日

預金種別	口座番号	(ふりがな) 預金者氏名	振替指定日
当座預金	No.		納入通知書等の納期限 以内の日
普通預金			

金融機関 承認印	
-------------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4（縦長）とする。

第3号の4様式 口座振替納付取消依頼書

口 座 振 替 納 付 取 消 依 頼 書

年 月 日

(金 融 機 関 名)

様

依 頼 人	(住 所)
	ふりがな (氏 名)

(連絡先 TEL )

下記の納付金を口座振替により納付していましたが、口座振替の方法による納付の依頼を取り消します。

記

1 納付金の種類

2 取消依頼年月日

3 指定預金口座

預金種別	口座番号	(ふりがな) 預金者氏名	金融機関届出印
当 座 預 金	No.		
普 通 預 金			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4（縦長）とする。

第3号の5様式 口座振替納付取消申込書

口 座 振 替 納 付 取 消 申 込 書

年 月 日

(取 扱 庁 所 名)

様

依 頼 人	(住 所)
	ふりがな (氏 名)

下記の納付金を口座振替の方法によつて納付していましたが、取り消しますからお届けします。

記

1 納付金の種類及び金額

種 類	金 額
	円

2 取消依頼年月日

3 出納取扱金融機関名

銀行	本 店
	支 店

金 融 機 関 承 認 印	
------------------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4（縦長）とする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。



---

 公 安 委 員 会
 

---

## 京都府警察本部告示第129号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年11月15日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
事案情報共有システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日  
令和6年9月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社 J E C C 営業統括本部  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
42,636,000円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和6年8月13日

---

 監 査 委 員
 

---

## 6年監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和6年度に京都府監査基準に準拠し、執行した監査の結果（令和6年9月30日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和6年11月15日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

## 1 監査の種類、実施方法等

## (1) 種類、対象

## ① 財務監査

令和5年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する

る事業の管理

## ② 工事監査

令和5年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

## ③ 行政監査

令和5年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の事務の執行

## ④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているもの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体）

## (2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に対し、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者と意見交換する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

## (3) 実施方針

実施方針は、次の5点とする。

なお、1項目を重点項目に設定する。

- ① 合规性・正確性の確保
- ② 共通課題・3E（経済性・効率性・有効性）の観点の重視
- ③ 内部統制制度を踏まえた監査
- ④ 機動力と効率性の高い監査実務の執行
- ⑤ 監査結果の実効性の確保

## &lt;重点項目&gt;

各所属における内部統制の取組状況

## 2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和6年度監査計画に基づき、令和6年6月から令和6年9月にかけて、次のとおり実施した。

・ 知事部局97箇所、教育委員会14箇所、警察本部2箇所、その他行政委員会等7箇所の計120箇所及び工事の執行1箇所

また、本庁分の会計事務に係る月例点検（令和6年4月から令和6年9月）を実施した。

おって、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別表のとおりである。

## 3 監査の結果

## (1) 監査結果の概要

令和6年7月31日から令和6年8月30日までの監査委員会議において、指摘事項4件を、次のとおり決定した。

・ 指摘事項

支出関係1件（委託料の過大支払）

補助金関係1件（補助金交付決定事務の遅滞）

契約関係2件（随意契約の公表漏れ）

・ 要望事項  
今回なし

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。  
「指摘」とは、次のいずれかに該当する事項で、  
是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、  
改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
支出	委託料を過大に支払っていたもの	建築指導課
補助金	補助金の交付決定事務が著しく遅滞しているもの	障害者支援課
契約	随意契約の公表がされていないもの	スポーツ振興課
	随意契約の公表がされていないもの	都市計画課

なお、上記より程度が軽微なもののうち、特に文書による指導が望ましいものとして6件を注意、1件を検討とした。

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日
秘書課	令和6年8月6日	令和6年6月11日
広報課		令和6年6月11日
国際課、旅券事務所		令和6年6月11日
職員総務課、職員福利厚生センター		令和6年6月12日
人事課		令和6年6月12日
総務事務センター		令和6年6月12日
会計課		令和6年6月7日
危機管理総務課		令和6年6月12日
災害対策課		令和6年6月13日

原子力防災課	令和6年7月31日	令和6年6月13日	
消防保安課		令和6年6月12日	
総務調整課	令和6年8月5日	令和6年7月3日	
政策法務課		令和6年7月3日	
財政課		令和6年7月2日	
税務課		令和6年7月3日	
自治振興課、選挙管理委員会		令和6年7月1日	
入札課		令和6年7月1日	
府有資産活用課		令和6年7月2日	
総合政策室		令和6年8月7日	令和6年6月25日
地域政策室			令和6年6月25日
政策環境総務課			令和6年6月13日
万博・地域交流課	令和6年6月14日		
情報政策課	令和6年6月20日		
デジタル政策推進課	令和6年6月20日		
企画統計課	令和6年6月26日		
大学政策課	令和6年6月26日		
脱炭素社会推進課	令和6年6月14日		
循環型社会推進課	令和6年6月18日		
自然環境保全課	令和6年6月18日		
環境管理課	令和6年6月13日		
人権啓発推進室	令和6年8月1日		令和6年6月18日
文化政策室			令和6年6月20日
文化生活総務課		令和6年6月14日	
文化芸術課		令和6年6月20日	
スポーツ振興課		令和6年6月14日	
文教課		令和6年6月12日	
安心・安全まちづくり推進課、交通事故相談所		令和6年6月13日	
男女共同参画課		令和6年6月13日	
府民総合案内・相談センター		令和6年6月18日	

京 都 府 公 報

令和6年11月15日 金曜日

消費生活安全センター		令和6年6月11日	水産課、内水面漁場管理委員会		令和6年7月19日
生活衛生課、動物愛護センター		令和6年6月12日	林業振興課		令和6年7月18日
こども・子育て総合支援室		令和6年7月10日	森の保全推進課		令和6年7月18日
健康福祉総務課		令和6年7月3日	監理課	令和6年7月31日	令和6年6月25日
高齢者支援課		令和6年7月12日	指導検査課		令和6年7月8日
医療保険政策課		令和6年7月4日	用地課、収用委員会		令和6年7月2日
リハビリテーション支援センター		令和6年7月19日	道路計画課		令和6年6月26日
地域福祉推進課	令和6年8月6日	令和6年7月3日	道路建設課		令和6年6月26日
障害者支援課		令和6年7月12日	道路管理課		令和6年6月26日
家庭・青少年支援課		令和6年7月18日	交通政策課		令和6年6月25日
健康対策課		令和6年7月11日	河川課		令和6年6月27日
医療課、救急医療情報センター		令和6年7月4日	砂防課		令和6年6月27日
薬務課		令和6年7月11日	都市計画課		令和6年7月2日
労働政策室		令和6年6月27日	建築指導課		令和6年7月1日
観光室		令和6年6月26日	住宅課		令和6年7月1日
産業労働総務課		令和6年7月4日	営繕課		令和6年7月1日
中小企業総合支援課		令和6年7月4日	公営企業経営課	令和6年7月9日	
産業振興課		令和6年6月26日	水道政策課	令和6年7月9日	
染織・工芸課	令和6年8月7日	令和6年7月1日	下水道政策課	令和6年7月8日	
産業立地課		令和6年7月1日	港湾企画課	令和6年7月31日・8月7日	令和6年6月20日
経済交流課		令和6年7月2日	港湾施設課		令和6年6月20日
文化学術研究都市推進課		令和6年7月2日	文化施設政策監付	令和6年8月1日	令和6年6月20日
雇用推進課、労働委員会事務局		令和6年7月3日	議会事務局	令和6年8月1日	令和6年7月23日・24日
人材育成課		令和6年6月27日	監査委員事務局	令和6年8月7日	令和6年7月22日
農政課		令和6年7月8日	人事委員会事務局	令和6年8月6日	令和6年6月7日
農村振興課		令和6年7月8日	高校改革推進室		令和6年7月10日
経営支援・担い手育成課		令和6年7月9日	総務企画課		令和6年7月8日
流通・ブランド戦略課		令和6年7月9日	管理課		令和6年7月17日
農産課、京都乙訓農業改良普及センター	令和6年8月5日	令和6年7月17日	教職員企画課		令和6年7月8日
畜産課		令和6年7月19日	教職員人事課		令和6年7月8日

福利課	令和6年8月6日	令和6年7月12日
学校教育課		令和6年7月11日
特別支援教育課		令和6年7月9日
高校教育課		令和6年7月10日
I C T教育推進課		令和6年7月11日
保健体育課		令和6年7月10日
社会教育課		令和6年7月17日
文化財保護課、埋蔵文化財事務所		令和6年7月12日
警察本部	令和6年8月1日	令和6年7月11日・12日
南丹警察署		令和6年9月26日
水産事務所（令和4年度中浜漁港整備工事）		令和6年9月18日
会計事務月例点検（本庁分）		令和6年4月22日・23日
		令和6年5月24日・27日
		令和6年6月21日・24日
		令和6年7月25日
		令和6年8月26日
		令和6年9月24日

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

収 用 委 員 会

京都府収用委員会告示第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月15日

京都府収用委員会

会長 高山 宏 之

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都府収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式、別記第15号様式及び別記第20号様式中「健康保険被保険者証」を削る。